

令和3年 第3回松田町議会 臨時会会議録

令和3年8月4日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 13人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	依田貞彦
政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
税務課長	山岸裕子	町民課長	川本博孝
福祉課長	椎野晃一	子育て健康課長	—
観光経済課長	柳澤一郎	参事兼まちづくり課長	高橋英雄
環境上下水道課長	渋谷好人	教育課長	遠藤洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	鈴木美紅
------	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度松田町一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 6 議案第 2 4 号 松田町行政協力委員に関する条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 7 議案第 2 5 号 松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 8 議案第 3 2 号 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 6 号 令和 3 年度松田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 令和 3 年度松田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 令和 3 年度松田町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 3 5 号 令和 3 年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 1 議案第 3 3 号 令和 3 年度松田町一般会計補正予算（第 4 号）（補正予算審査特別委員会報告）
- 追加日程第 2 議案第 3 4 号 令和 3 年度松田町上水道事業会計補正予算（第 1 号）（補正予算審査特別委員会報告）
- 追加日程第 3 議案第 3 5 号 令和 3 年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（補正予算審査特別委員会報告）
- 追加日程第 4 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。本格的な暑さが続く中、緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルスは依然として終息が見えない状況が続いています。

さて、去る 7 月 30 日、松田町告示第 73 号により、令和 3 年第 3 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会

が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴席は10席としており、マスクの着用、症状のある方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。また、閉鎖された議場に長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましては要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可します。

なお、神奈川新聞社より写真撮影、録音、パソコンの使用、議会事務局から録音の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

報告いたします。唐澤議員におかれましては、自宅療養中のため、本臨時会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9時03分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

- 議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
- 会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。
- 12番 大館秀孝君、2番 古谷星工人君の両名にお願いします。
- 議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
- この臨時会を開催するに当たりまして、本日8月4日午前8時30分より議会

運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和3年第3回松田町議会臨時会の招集に当たり、8月4日午前8時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日8月4日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第12「議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算（第5号）」を行います。審議いただく議案は9件です。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第3号））でございますが、7月3日の大雨の影響により町道や農道等に被害が発生し、土砂の撤去作業など災害復旧に急施を要することから、7月3日に専決処分をしたものです。提案説明、詳細説明、質疑、討論を行った後、即決でお願いします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））でございます。弥勒寺水源第1送水ポンプに故障が発生し、断水事故を未然に防ぐための更新工事を早急に行う必要があり、7月1日に専決処分したものです。提案説明、詳細説明、質疑、討論を行った後、即決をお願いします。

議案第24号松田町行政協力委員に関する条例（総務文教常任委員会報告）は、6月定例会で付託された総務文教常任委員会で審査され、7月5日に議長への委員会報告がされたので、提案されたものです。委員長報告の後、質疑等を行った後、採決をお願いします。

議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）は、6月定例会で付託され、産業厚生常任委員会で審査され、6月15日に議長への委員会報告がされたので、提案されたものです。委員長報告の後、質疑等を行った後、採決をお願いします。

議案第32号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、マイナンバーカード交付手数料に係る徴収事務が地方公共団体情報システム機構からの委託事務となるため、松田町手数料徴収条例の一部改正をするものです。提案説明、詳細説明、質疑、討論を行った後、即決でお願いをいたします。

議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算（第4号）、議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）、議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、この3議案につきましては関連がありますので、提案説明と細部説明を行い、3つの補正予算の説明、それぞれの補正予算の説明が終わり次第、質疑までを行います。その後、補正予算審査特別委員会を設置し、付託しますので、詳細質問は特別委員会をお願いをいたします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会に出席をしていただきます。

議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算（第5号）ですが、新松田駅北口駅前広場の整備に伴う測量業務委託についての補正予算です。提案説明と細部説明を行い、説明が終わり次第、質疑までを行います。その後、産業厚生常任委員会に付託をします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議長 議会運営…。

（「動議」の声あり）

5番 田代 すいません、ちょっとフライングしました。申し訳ない。

議長 いいですか。

5番 田代 はい、この後にいきます。

議長 はい。議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和3年第3回松田町議会臨時会の会期は本日8月4日の1日と決定いたしました。

(「動議」の声あり)

5 番 田 代 私のほか5名の議員から賛同を得ていますので、本日の臨時会における日程変更に関する動議を提出いたします。日程12議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)及び請願第1号新松田駅周辺整備事業の推進に関する請願書について、この2件については、産業厚生常任委員会へ付託とのことです。この2件の附帯案件につきましては、議案第33号、34号、35号、この3議案を補正予算特別委員会で審査を行うということになりましたが、その前に今申し上げた2件について審査をしていただきますよう望みます。よろしく願いします。

議 長 ただいま田代君から、日程の順序を変更し、日程第12議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)及び請願第1号新松田駅周辺整備事業の推進に関する請願書を先に審議するとの動議が提出されました。この動議は5人以上の賛成者がありますので成立しました。日程の順序を変更し、日程第12議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)及び請願第1号新松田駅周辺整備事業の推進に関する請願書を先に審議することへの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者多数です。したがって、日程の順序を変更し、日程第12議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)と請願第1号新松田駅周辺整備事業の推進に関する請願書を先に審議することの動議は可決されました。

議 長 暫時休憩します。議員は大会議室にお集まりください。(9時13分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(9時20分)

次に、本日までに受理しました請願の委員会付託について、請願第1号新松田駅周辺整備事業の推進に関する請願書は、お手元に配付のとおり、所管の産業厚生常任委員会に付託いたしましたので、報告します。

議
町

長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

長 皆さん、おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

長雨が続きました7月16日には梅雨明けとなり、それ以降は本格的な猛暑が続いておりますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

初めに、7月3日に梅雨前線による大雨の影響により、神奈川県をはじめ関東や東海地方では記録的な大雨となり、静岡県熱海市においては土石流による甚大な被害が発生いたしました。全国的にも河川の氾濫、土砂災害などの原因によりお亡くなりになられた方の御冥福と、被害に遭われました全ての方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

本町においても、今後同様な事態が発生し得る災害に対しまして、町民と自主防災会の皆様方、行政との役割分担など、日ごろから対応策を準備、訓練することで、町民の安全・安心につながるよう取り組んでまいります。

さて、去る7月30日に令和3年第3回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用な中、議員多数の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、これまで行ってきました新型コロナウイルス感染症総合対策などの取組や、これまでの事業、行事などの詳細については、9月定例会において御報告させていただきますので、ここでは7月末までの新型コロナウイルスワクチン接種状況についてのみお知らせいたします。

まず、65歳以上の対象者3,697人中、1回目接種の方は3,244人で、率にして87.75%、2回目接種済の方は3,075人、83.18%となっており、現在のところ約450名の方がワクチン接種を希望されていない状況となっております。また、12歳から64歳までの対象者6,246人中、1回目接種済の方は1,812人で、率にして29%、2回目接種済の方は875人で、14%となっております。なお、12歳か

ら18歳までの方については、1回目の接種を7月31日から8月7日までを優先接種期間として行っている状況でございます。

それでは、この臨時会に付議いたしました案件でございますが、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第3号））でございます。7月3日の大雨の影響により、本町においても被害が発生しましたので、町民生活の基盤となる道路や農道の土砂の撤去作業など、インフラ機能の回復について、迅速かつ確実な執行に向けて早急に行う必要があります、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年7月3日付で松田町一般会計補正予算（第3号）を専決処分により補正を行いましたので、本臨時会に御報告させていただき、承認を求めるものでございます。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））でございます。弥勒寺水源第1送水ポンプにおいて故障が発生し、送水ポンプが単機運用となり、断水事故を未然に防ぐための更新工事を早急に行う必要があります、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和3年7月1日付で専決処分により補正を行いましたので、本臨時会に御報告をさせていただき、承認を求めるものでございます。

議案第32号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、マイナンバーカード交付手数料に係る徴収事務が地方公共団体情報システム機構からの委託事務となるため、松田町手数料徴収条例の一部改正を提案するものでございます。

議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算（第4号）でございます。新型コロナウイルス感染症総合対策に伴う住民生活を守るための取組などに対する支援や、国庫補助金等の採択に伴う空き家等モデル事業や、クールチョイス「賢い選択」によるCO₂排出削減促進事業について補正させていただくものでございます。

議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）でございま

す。新型コロナウイルス感染症総合対策に伴う住民生活を守るための取組として、水道料金の減免に伴う上水道基本料金減免事業補助金の一般会計からの繰入れについて補正させていただくものでございます。

議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についても、新型コロナウイルス感染症総合対策に伴う住民生活を守るための取組として、水道料金の減免に伴う一般会計繰入金を増額について補正させていただくものでございます。

議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算（第5号）については、新松田駅北口駅前広場の整備に伴う測量業務委託について補正させていただくものでございます。

以上、これから提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上が私からの行政報告でございます。本日1日よろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松田町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、ここで報告をさせていただき、承認をも求めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書になります。専決処分の理由でございますが、7月の3日のですね、大雨の影響により、本町にも影響のありま

した豪雨に伴う災害復旧対応につきましては、町民生活の基盤となる道路や農林道等ですね、土砂撤去作業などのいわゆるインフラ機能の回復について、迅速かつ確実な執行に向けて早急に行う必要があります、議会を招集する時間的余裕がなかったため、法に基づきまして令和3年の7月3日付で松田町一般会計補正予算（第3号）を専決処分により補正を行いましたので、本臨時会に報告させていただきます、承認を求めるものでございます。

それでは、6、7ページの歳出について説明をさせていただきます。款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、節、工事請負費につきましては、説明欄（2）施設管理経費の農林道災害復旧工事として300万円の補正でございます。主な工事につきましては、河内林道路肩補修や神山農道、中央農道の土砂撤去工事などでございます。

次に、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路維持費、節、工事請負費につきましては、町道災害復旧工事として155万円の補正でございます。主な工事につきましては、町道7号線土砂撤去工事や町道寄2号線、寄3号線ほか土砂撤去工事に伴う補正となります。

最後に予備費でございます。予算額4,081万3,000円に対し、455万円の減額でございます。

8、9ページでございます。工事予定箇所説明資料の位置図を添付いたしましたので、後ほど御高覧をください。

今回の補正につきましては、7月3日付で専決処分を行ったもので、一日も早い復旧を目指し、迅速に機能回復を進めておりますので、よろしくお願いたします。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声多数）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声多数)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第2号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松田町一般会計補正予算(第3号))について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第5「承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、専決処分になります。専決の理由ですが、7月1日に弥勒寺水源第1送水ポンプにおいて故障が発生し、送水ポンプが単機運用となり、断水事故を未然に防ぐための更新工事を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年7月1日付で松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を専決処分により補正を行いましたので、本臨時会に報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、3ページを御覧ください。第2表地方債の補正でございます。変

更補正といたしまして、送水ポンプ緊急更新工事に伴い、簡易水道事業債に180万円を増額し、限度額を680万円に変更するものでございます。

10、11ページを御覧ください。歳入でございます。款、町債のうち、目、簡易水道事業債につきましては、送水ポンプ緊急更新工事に伴うもので、180万円を増額補正するものでございます。

12、13ページを御覧ください。歳出でございます。款、事業費、項、管理費、目、管理費、節、工事請負費につきましては、弥勒寺水源第1送水ポンプ緊急更新工事について、180万円を増額補正するものでございます。

続きまして、14ページでございます。地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

15ページに工事予定箇所説明資料の位置図を添付いたしましたので、後ほど御高覧ください。

今回の補正につきましては、7月1日付で専決処分を行ったものでございます。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 2点程度ですね、お伺いをしたいと思います。寄のですね、やはり簡易水道事業というのは、町民の生活に不可欠なインフラだと思います。そういった観点からですね、この弥勒寺水源第1送水ポンプ、これが並列で2基でですね、運用しているのかと思いますが、その故障の、1基が故障したということで、それに対する原因は何なのか。老朽化なのか、整備不良なのか、そういった原因は何か。また、それに併せまして、こういったインフラ整備、故障してですね、しまうと大変影響が出るということで、当然定期点検は行っているというふうに思われますが、そういった状況はどうなのか。そういった定期点検の結果からですね、こういった故障等は予測できなかったのか。それらを併せてお伺いをいたします。

環境上下水道課長 まず原因でございます。モーター絶縁の故障ということで、経年劣化による

ものでございます。一応、設置しましてから10年たっております。一般的なポンプにつきましては、大体8年から12年あたりで故障するということがございますので、今回このポンプ自体が10年で故障したということになります。メンテナンスについても、10年間もったということで、一般的な故障と変わらないということでございます。

6 番 井 上 原因は老朽化で、経年劣化によるものと。そういったものは今、担当課長の説明の中から、10年程度もてばいいというふうな説明がありましたが、それがですね、やはり今までの単機運用でやると断水が発生する確率が高くなるということでの緊急的な措置での専決処分だというふうには理解をしていますが、もう例えば8年を過ぎれば、いつ壊れるか分からないということですね、それらの対応をしておかないといけないというふうに考えます。その並列運用と言っていいんですかね、2台のポンプによる運用というものは、やはりそれぞれが同じタイミング、10年間…10年間というか、今、8年というふうな話がありましたけれども、それが同じサイクルでやっているとですね、やはり2台同時に故障するという確率も高くなると思います。その辺はどうなのか。10年もったからいいというふうな説明がありましたけれども、そうじゃなく、やはり万全な態勢をひいて、町民生活に影響がないような対応をとるというのが、やはり上水道事業者の責務であるというふうに考えますが、その辺がですね、しっかりと対応されているのか。日頃の点検、業者任せだけになっているのか、やはりそれぞれの職務としてですね、対応をどのように考えられているのか。その点をお伺いをいたします。

環境上下水道課長 ポンプにつきましては2つございます。1つ目が動いたら、終わったら今度2つ目が動くという、交互な動き方をしておりますので、タイミング的には大体同じなんですけど、状況によっては片方のほうが負担が大きいという場合がございます。今回も1台目がこういう故障したわけなんですけど、もう1台目も同じ時期に設置をしておりますので、確かに寿命的には同時期、危険な部分がございますが、その辺は点検等により、とあと会計内の予算もございますので、片方今回交換してから、少しはもう1基のほう頑張ってもらって、またそのず

れたタイミングでまた交換をするということで、多少時期をずらして今後はもたせるというふうに考えております。

あとはですね、点検という意味では、やってはいるんですが、やっぱりこのモーターの絶縁というところまではなかなか見ることはできなかったというのが今回の状況でございます。よろしく申し上げます。

参事兼まちづくり課長 一応補足させていただきます。まず、ポンプの絶縁故障ですけれども、同時期に入れております。絶縁はですね、点検ごとに絶縁の状態が分かってきます。そういったことを見ながら、ある程度老朽化が進んでいるということは確認できます。議員おっしゃるとおり、壊れてから直すんじゃ安心・安全な水は供給できないと、おっしゃるとおりでございます。そういったことは今後更新計画を年度が過ぎて、10年もたってるようなポンプでございます。今後はきちっとした更新計画の中で、先手先手を打って、こういった専決処分を受けないような形で運営をしていきたいというふうに考えています。以上です。

議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号))について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第6「議案第24号松田町行政協力委員に関する条例(総務文教常任委員

会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会報告を行います。令和3年7月5日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、6月4日に委員6名中4名出席、7月5日に委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第2回議会定例会において付託された議案第24号松田町行政協力委員に関する条例について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長及び担当職員出席のもと、松田町行政協力委員に関する条例について、条ごとに趣旨などの詳細な説明を受け、質疑を行って慎重に審査しました。また、自治会長連絡協議会長を参考人として当委員会へ出席を要請し、本条例についての聞き取りを行いました。

審査の結果、行政協力委員の特別職としての位置づけを明確にするために必要な条例であると判断をいたしました。

別紙です。別紙。議案第24号松田町行政協力委員に関する条例に対する修正案。議案第24号松田町行政協力委員に関する条例の一部を次のように修正する。

第6条第1項第1号中「取りまとめること」を「取りまとめる」に改め、同項第2号中「簡易な」及び「に協力すること。」を削り、同項第3号中「自治会内の」を削り、「環境整備に協力すること。」を「環境整備への協力」に改める。

以上でございます。

議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号松田町行政協力委員に関する条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は…すみません。議案第24号松田町行政協力委員に関する条例に対する委員長の報告は修正です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例(産業厚生常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和3年6月15日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、6月4日、15日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第2回議会定例会において付託された議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、条例について本則を、条ごとに附則及び別表までの趣旨等の説明を受け、これまでの収支や利用実績の確認、管理棟と類似するコワーキング施設やシャワールームの料金比較、今後の利活用などについて慎重に審査しました。

審査の結果、当該条例は適切なものであると判断しました。しかし、管理棟はふれあい農園の附帯施設であり、今後の管理運営について重要な課題がある

ため、次の項目について強く申入れをします。

(1) 規則(案)では管理棟は無休となっているが、休館日を設けるよう検討されたい。

(2) 管理棟を効率的に運営するためには、ふれあい農園の利用実績から厳しい状況が想定されるので、法令を遵守の上、実情に即した柔軟な運営を工夫されたい。

(3) ふれあい農園は一部日照等の問題があり、市民農園としての経営が難しくなることも想定される。土地利用については、今後の運営状況を踏まえ、現土地賃貸借契約の期間満了までに地権者の意向も確認し、必要に応じて特定地域土地利用計画への編入も検討されたい。

以上です。私のほかにも委員がおられますので、不明な点はお聞きください。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

6 番 井 上 2点、この報告書の中からですね、回答をしていただきたいと思います。

審査の内容のですね、(2)、申入れ事項の(2)の中で、ふれあい農園の利用実績から厳しい状況が想定されるということで、これは委員会の中でのですね、担当課長等の中からこういうふうな状況だよという報告がされているのではないかなというふうに思いますが、ちょっとその辺、どの程度ですね、厳しい状況なのか等をですね、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

また、3番がですね、今後土地利用等を寄地区の様々な、多くのですね、土地の地主さん等がいられる土地だということは理解をしていますが、状況的にですね、その中段にあります現土地賃貸借契約の期間満了というふうに書いてありますが、までに地権者の意向も確認しとありますが、その契約期間の満了というのは、いつなのか。どの程度ですね、意向を確認する猶予期間としてはどの程度あるのか。その2点についてお伺いをいたします。

5 番 田 代 2番目の期限、これについては…あ、ごめんなさい。3番目の期限、これについては5年というふうに認識しております。初め、この農園については30年ほどたちます。15年間を町が地主さんと直接やってたと。利用率が非常に低くなったので、いろいろそのときに検討した結果、報徳農場という団体がこれを

全部借り受けてくれたということで、町と地主さんと3者契約で結んだんですけれども、10年たって、とても無理だと。立地条件が悪いからお返ししたいということで、今回返却されたそうです。残りがあと5年。そのように感じております。

それと、2番目のふれあい農園の利用実績から厳しいということで、現在利用されている区画数が10人の方から15区画ぐらい、ちょっと詳しい資料は私、今日は持ってないんですけれども、「間違いないです。」の声あり）そうですね、審議したときそういうふうな回答を観光経済課長から頂いております。その収入が10万いかないんですよ。に対して、70万を町に入れております。ですから、この受けた方がですね、70万を入れるようになっています。そのようなことから、非常に厳しいということで、今の法令を遵守の上、時代に即した運営をされたいということで、この内容については市民農園として、今、50平米を小さくして40とか30平米でお貸しするらしいんですけれども、それ以外に利用する手だてがないんです。法令を遵守というのは。市民農園法とか、また今、新しい法律がかぶって、市民農園として今の運営をするには、そういう小さい区画しかない。それをもっと大きい区画にして貸せれるとか、これを借りてる事業者が自分でその農地で営農するとか、何かそういうふうな柔軟な対応、農地としての利用について柔軟な対応をしてほしいということが2番の回答です。

3番、もう一つちょっとつけ加えさせていただきますと、日陰がすごい多い農地です。初めの頃は周りになかった。多くのお客さんが来てくれて、約300区画ぐらいの土地がほとんど埋まっていた。それが遠くから来るのではなくて、近くでできる市民農園が、都市部でも、またこの近隣でもそうですけども、いろいろなところで開設されてしまって、毎年下がってしまったと。そういうことから、所期の目的であった都市と農村の交流による事業については、この用地については限界があるだろうと。そういったことで、新しい方法、これについて5年間あるので、地権者といろいろ話し合っ、検討してほしいと。寄の場合は特定地域土地利用計画、これについて農地以外への編入も可能なんです

よね。そういったことも踏まえて、町としてリーダーシップを持って対応していただきたいと、このようなことについて産業厚生常任委員会では審査をさせていただきました。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。状況についてはですね、理解をできました。その中でですね、やはり今後の行政における負担としてですね、先ほど今、15区画で10万円程度の収入しか見込めない状況だということと、実際には町のほうが地権者のほうへの土地の借地分として70万円を支出をしているということで、それをそのままですね、ここで指定管理の業者のほうが負担をしてもらえるものなのか。それとも、やはり今言われたような厳しい状況とかですね、地形的な日照等の問題等がある土地ということで、やはり行政のほうもですね、幾らか、先ほど3者契約という形が出ました。今後これに伴ってですね、この条例が通ればですね、そういうものに従ってこれらの運用をしていくということで、指定管理等の運用もしていくというふうに想定されますが、行政負担についてですね、どのようにしていくということで担当課長等からの答弁を得られたかどうかをお伺いをいたします。

4 番 平 野 この条例に関しましては、本当にこれは建物なので、建物に関する条例ということなので、それをメインに今回は考えました。そして、審査の内容にあるように、付随するこの農園、農地のところも、どうしても問題が見えているということで、これら3つの附帯を書いたわけですけれども、また先ほど井上議員がおっしゃったように、こちらの条例、建物の条例が通れば、この後に指定管理がまた提案されてくるのではないかと予想されておりますが、その議論は深いところは、そのときにやるべきかというふうに思いました。それで私たち、この…これは建物だということで、注文はつけましたが、承認をしたというような形になっております。

5 番 田 代 併せて議論したことが、当初契約をしたとき、町がこの市民農園を開設当初に契約した金額は、70万よりも約3倍ぐらい、210万ぐらいでバブルのときですから契約してました。それでずっとやっていたんですけども、非常に厳しくなって、15年たって契約について解除したいという動きを当時の職員がされ

ました。そのときに寄の方が、安くていいから町が間になって借りてくださいよということで、地主さんと協議の結果、3分の1ぐらいの約70万ぐらいでいいよと。そのとき運よくという表現がよろしいかどうかあれなんですけども、ヤオマサの子会社の報徳農園という会社が、ぜひそこを貸してくださいということで、3者契約になって70万という数字がずっと10年間続いてきました。その辺の認識は、我々あったんですけども、これが厳しいよと。そこまでが私どもの仕事です。この先については、町と地主さんの仕事ですのでね、その70万が厳しいからどうのこうのというのは、町のほうで考えていただいて行くべき内容だと私は考えておりましたので、そこまでの財政負担については議論はしておりません。それと、平野議員がお話しされたように、一応建物が前提です。それに対する審議で、敷地はベースになるもので、一緒に審議させていただいたというふうなことで、そのような内容になりました。以上です。

6 番 井 上 了解しました。では、今後ですね、町のほうがどういうふうにか、指定管理という方向性もあるというふうな説明もありましたので、そのときにですね、その今後のふれあい農園の土地利用の関係というのはですね、またそこで議論をさせていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第32号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、J-LISと呼ばれます地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行事務に関し手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村長に委託することができることと規定されたことに伴い、町条例の関係規定の整備を図るものでございます。

一番最後ですね、参考資料、新旧対照表で説明させていただきます。第2条中、個人番号カードの再発行手数料に関する記載のございます第26号を削り、第27号を26号とし、第28号を第27号とし、第29号第28号とするものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例の一番下、附則。この条例は、令和3年9月1日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。再開は10時15分からいたします。(10時05分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時19分)

皆さんにお諮りいたします。議事日程を変更し、日程第9として議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)を議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議 長 それでは、日程第9「議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)。令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、令和3年度一般会計補正予算(第5号)について御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、来年度ですね、警察協議に必要となる図面やですね、都市計画の手続に必要な資料等の作成を実施するために当たり、測量図等が必要になりますので、年度内にこの測量作業の完了を目指すための補正となります。

それでは、補正予算書6、7ページの歳出でございます。款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、委託料、説明欄の(3)になります。新松田駅周辺整備推進事業の委託料として、新松田駅周辺地域測量業務委託料700万円を本年度事業として実施するための補正となります。新松田駅周辺地域の整備に当たり、基本的な作業といたしまして、測量を実施するものでございます。主な内容につきましては、現況平面図の作成や、道路縦横横断面図の作成、水準点測量などを行うための補正となります。予備費につきましては、700万円の減額となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。新松田駅の周辺整備の関係ですね、測量業務を委託をされるということで、今、財政担当課長のほうからの説明がありました。この部分ですね、区域的な説明資料というのがですね、補正予算書に併せて送付されております。この部分ですとですね、ちょっと1点確認をしたいんですけども、面積的には1.8ヘクタールということで記載してありますが、JR用地と小田急、駅前の所有は小田急さんだというふうに聞いてますが、小田急の鉄道用地内等の測量というものは、今回はこの図の中からは省かれているように思いますが、そのですね、関連の測量というのは、こういった理由で必要がないのか。また、やはりですね、南口というものの整備というものが先に先行してやっています。その部分というものと、北口のこの三角で示された部分の、それらのですね、測量というものは、南口を併せてやる必要はないのか。その2点をお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 それでは、御説明させていただきます。まず、小田急用地の測量がないのはなぜかというところでございますが、まず基本的に軌道敷内の測量は一般の市町村なり測量業者ではできないということが1点あります。それと、現在概略設計を小田急電鉄さんのほうに橋上駅舎の関係でお出ししていますので、その中で高さ等の取り合いは橋上駅舎化に伴う高さ等の取り合いについては、小田急さんのほうで計画しておりますので、この平面図を作ったときに、合わせるよ

うなイメージであります。その高さ関係、平面関係ですね。それと、先ほどおっしゃられた南口もですね、もう既に事業を開始しておりますので、同じスケールでの平面図を持っています。用地図も持っていますので、それをつなぎ合わせるようなイメージになると、南口、線路、北口という形での平面図が出来上がってくると考えています。以上です。

6 番 井 上 あと J R 側はどうなっているのかとですね、あと南口の中に、やはり今までで地域の方たちから言われている、やはり変電所のところのですね、その土地利用というものが課題と申しますか、なっています。それらに合わせてですね、やはり新松田駅の駅前広場の測量ということであるとですね、その辺は、もう南口の変電所のですね、土地については、以前の南口の事業の関係で、もうそれは終了しているのかということと、あと J R 側の用地についての測量というのは、なかなか入れないというのは十分理解をするところではありますが、やはりそのですね、J R 側と民地の境の問題というのもあるというふうに聞いています。そういった部分に含めてですね、やはりその辺の測量というのをどういうふうにしていくのか、またこの予算の中になかなか含めることは難しいのか。その辺も併せてお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 まず、南口の変電所の付近なんですけども、もう作成してある南口の図面の中に変電所のところまで、県道の交差点も改良していますので、予定ですので、そこまで全部含めた形の測量図も、用地図も出来上がっております。

それから、北側の J R 側ですけども、一応ですね、今回お示ししてある区域以上に国土調査、地籍調査ですね、地籍調査によって境界はある程度確定しています。J R 側の何点か確定してないんですけども、個人の土地の話ですので、なかなか御説明が…簡単に御説明しますと、杭の位置はいいんだけど、見通しの線上に障害物があって、実際にその線が見えないから、建物を壊さないと分からないじゃないかという御指摘なんです。境界そのものは J R さんのほうもかねてより決定しているから、境界は動かないと。ただ、確認ができないよねという形でお認めいただけてない場所があります。それはですね、何度か御説明させていただくように考えています。

それから線路、その反対側、軌道敷につきましては、やはり私どもが必要なのは多分軌道の高さ、それとあとホームの高さが必要になってくると思います。その辺につきましては、縦横断図、横断図の中である程度測量をさせていただいて、平面図の中でスケッチ的なイメージで今、500分の1のスケールの道路台帳図がかなり精度が高うございまして、それにつきましては基本的には現地ですべてさほど損傷がない構造物でございまして、そういったものをスケッチに入れて、高さ関係については横断図の中でかけていくと。そういう形で図面を完成図に近づけるように、御指摘の範囲も含められればなど考えます。以上です。

6 番 井 上 大体了解できました。それらの測量をやることによって、警察協議等がですね、できるかなというところです。

あと1点、一番重要なのは、小田急線の踏切部分の測量とですね、やはりJRのガード下のところのですね、測量とか、先ほど言われたような、今度はガードのほうの高さ関係等の部分というのはどうなっているかを最後にお聞きして終わります。

参事兼まちづくり課長 小田急の踏切の高さにつきましては、立ち入ることが可能ですので、高さ関係を追うのは南口とセットでくっつけたときに必ず高さ関係を追います。ガードにつきましても、県道の縦横断もとるように、交差点改良も考えていますので、県道の縦横断の中からガードの高さもきっちり押さえて、今後県に資料提供、逆に町のほうから資料提供ができるような形を考えています。以上です。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか、この辺で。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 暫時休憩します。 (10時30分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時20分)

日程第10「議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算(第4号)。令和3年度松田町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,508万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,646万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算(第4号)について御説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金の説明欄になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,666万円の補正となります。補正後の交付金額につきましては、6,840万4,000円にするものでございます。充当事業につきましては、感染症総合対策事業の高齢者等移動手段確保事業や、健康増進道路安全施設整備工事並びにですね、水道基本料金減免事業などでございます。この臨時交付金の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と併せてですね、雇用と各種のイベント、事業の維持・継続を図るとともに、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかな必要な事業を実施するための交付金でございます。

次に、住宅市場整備推進等事業費補助金でございます。こちらにつきましては、空き家の利活用とですね、定住・移住を促進するための補助事業でございます。自治会や地域住民、地域団体、不動産等の地域関係機関並びに空き家等の所有者と情報共有をし、空き家の利活用が円滑化される仕組みを構築するために、国土交通省からですね、7月の5日付で採択をされた原則10分の10の補助事業でございます。当町におきましては、国全体の予算配分等により、292万円の増額補正となります。詳細につきましては歳出で御説明をさせていただきます。

次に款、寄附金、項、寄附金、目、特定寄附金のまち・ひと・しごと創生寄附金50万円でございます。当町におきましては、今回初めてとなります企業版のふるさと納税、正式名称につきましては地方創生応援税制と言いますが、このことについて、7月の2日にですね、ヤオマサ株式会社様から50万円の企業版ふるさと納税による寄附がございましたので、ここで補正をするものでございます。寄附の使途につきましては、町の総合戦略に定めています各種事業が対象となります。ヤオマサ様の希望からですね、総合戦略事業に掲げている質の高い学びで次の世代の担い手とですね、文化を育むまちを創出する事業、いわゆる学校のICT推進事業に充てるためのものでございます。

続きまして、款、諸収入、項、雑入、目、雑入、節、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金500万円でございます。こちらにつきましては、6月の3日付で国から採択されたものでございます。10分の10の補助事業で、いわゆるクールチョイス「賢い選択」によるCO₂排出削減促進事業となります。詳細につきましては歳出で御説明をさせていただきます。

それでは10ページ、11ページの歳出でございます。まず款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、説明欄の(4)定住少子化対策支援事業につきましては、当初予算のですね、空き家・空き地等対策促進事業委託料、この300万円を減額をするものでございます。この当初予算の町単独事業として計上していた空き家・空き地等対策促進事業につきましては、国の補助金を獲得するために新たに補助申請を試みたところ、7月の5日付で国から採択されましたので、

この予算を減額する補正となります。採択された（８）住宅市場を活用した空き家対策モデル事業につきましては、空き家の利活用を促進して移住・定住につなげることを目的に、空き家の所有者の心理的障壁を解消する新たな枠組みとして、地域と行政、民間等が協働してですね、空き家の利活用が円滑化される仕組みを構築するものでございます。

まず、地域の方々と連携するため、地域の実情がお分かりになる専門的な知見をお借りしながら、移住・定住の支援相談機関を設置するものでございます。この構成員につきましては、地域住民や司法書士、地域の不動産関係事業者などでございます。また、空き家の所有者と移住・定住希望者の架け橋となる相談体制を構築するために、その研修会や人材育成プログラムの作成、調査員による空き家の実態調査、並びにですね、そのアンケート調査を含め、所有者の意向調査なども踏まえた上で活用を進めていく取組の事業でございます。

さらに、移住・定住希望者の希望するいわゆる施設、あるいは地域資源などの場所へですね、案内するいわゆる地域体験ツアーの開催を予定しているものでございます。スケジュール的にはですね、８月から準備を進めるために、ここで補正をさせていただくものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄の（５）感染症総合対策事業として306万円の増額補正でございます。高齢者のワクチン接種は順調に進んでいる中、一方では変異株に伴うコロナ感染症再拡大が顕著になってきてございます。今後感染症総合対策事業としてですね、引き続き高齢者等の外出支援及び妊産婦さんの移動支援として、75歳以上の高齢者及び妊産婦さんが日常生活においてタクシーを利用する際の運賃の一部を助成することで、新たな日常への対策として取り組むものでございます。今回の補正につきましては、利用申請者数の増加が見込まれるため、ここで増額補正をするものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄（１）になります感染症総合対策事業といたしまして、こちらは自治会長連絡協議会からですね、7月26日付で要望の提出がございました。町としては町民

ニーズに対応するため、ここです、全世帯に対し水道料の基本料金の徴収額への減免を行うため、企業会計における上水道及び湯の沢地区の水道料金の補助として1,210万円を補正するものでございます。併せて、寄簡易水道事業特別会計への繰出金200万円を補正するものでございます。なお、上水道企業会計の繰り出しにつきましては、公営企業法に基づき補助金として繰り出すこととなります。

次に、目の環境対策費でございます。説明欄（10）でございます。クールチョイス「賢い選択」によるCO₂排出削減促進事業でございます。歳入の同額の500万円を補正するものでございます。こちらにつきましては、6月の3日付で採択をされた事業名クールチョイス「賢い選択」によるCO₂排出削減促進事業では、いわゆるクールチョイスアンバサダー養成講座として、食品ロス、プラゴミ・ゼロ、再生可能エネルギーの普及など、クールチョイスに関する講座を開催し、受講された方をアンバサダーとして認定を行うことで地域におけるクールチョイスの普及促進に向けた人材育成を図るものでございます。

また、ごみの減量からですね、「花いっぱい活動による賑わいを創出するためのクールチョイス」と題し、段ボールコンポストの体験会や、モニタリングの募集、またコンポストからできた堆肥をですね、花の植栽に活用するなど、いわゆる町なかをですね、花いっぱい活動で賑わいを創出していく取組でございます。また、クールチョイスアクションカード等による啓発事業として、小・中学生やその保護者等への普及啓発などを行い、クールチョイス「賢い選択」に取り組むための補正となります。

続きまして、12、13ページでございます。款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路維持費でございます。説明欄（3）になります。感染症総合対策事業の工事請負費として、健康増進道路安全施設整備工事に220万円の補正をするものでございます。

また、項、都市計画費、目、都市計画総務費の説明欄（4）感染症総合対策事業といたしまして、危険ブロック塀等緊急改修費補助金730万円を補正するものでございます。この事業につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、

その目的のですね、地域の実情に応じたきめ細やかな必要な事業として、新しい生活様式に定着する中でですね、町民の健康管理及び子供たちの通学路の安全を確保するため、夏休み期間などを利用して道路整備等を行うための補正となります。まず、みなし歩道でありますグリーンベルトを通学路の安全確保及びですね、ウォーキングやランニングなど視線誘導機能への低下への対応及び路側線の整備として町道6号線や16号線の約680メートルを再整備するとともに、子供たちの通学路及び幅員狭小の箇所の安全確保として、松田小学校付近ほか約250メートルの危険箇所をですね、優先的にブロック塀の取り壊しに対し補助するものでございます。命と暮らしを確保する観点から、ここで補正するものでございます。

次に、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費につきましては、企業版ふるさと納税による寄附額の充当先の教育課のICT推進事業に伴う財源補正となります。

次、項、小学校費、目、松田小学校費、説明欄（1）給食管理経費の需用費68万2,000円の補正でございます。7月の5日にですね、松田小学校給食室にあります3つの食器消毒保管庫のうち1つの食器消毒保管庫が老朽化と考えられる不具合によりですね、中の温度が下がらず、中に入っていた深皿、深い皿のほかが破損してしまいましたので、2学期からの児童に安心・安全な給食を提供するため、早急に食器等の購入を要するための補正となります。

最後に予備費でございますが、予算額3,626万3,000円に対し、248万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ございませんか。

5 番 田 代 詳細については特別委員会でやるんですけども、肝心なことだけ二、三、お聞かせください。

まず1点目です。クールチョイスの関係です。11ページ、クールチョイス

「賢い選択」によるCO₂排出削減促進事業。これたしか平成元年度だと思っ
たんですけども、課長、環境課長、こちらの、町長でもいいです。やられてる
と思います。500万ほど頂いて、今回と同じものを元年度にやっているとしま
す。そのときの内容がここ出てます。皆さんもこれ、広報に折り込みであった
ので記憶あると思うんですけど。クールチョイスでこういうことをやるよとい
うことで、1つが町で一番古い冷蔵庫コンテスト、次が音楽を通して多くの人
にSDGsや環境、エネルギーを考える機会を持っていただきたいということ
で、ライブですね、これについては松田町の創生拠点施設、旧松田土木事務所
で行っております。

それで、下段です。募集ということで、先ほども課長から説明ありましたア
ンバサダー養成講座ということでやられて、内容も廃プラスチックや食品ロス
ワークショップ、このようなことで、ちょっとかぶってるような感じをしてお
ります。それと、最後、募集で、エコリノベワークショップ、これ、断熱材を
使って省エネの大切さを学ぶということを中心にやったというふうに私、認識し
てます。あと、これ以外に記憶があるのが、クールチョイスの白のボタンダウ
ンの半袖のシャツを頂いたような記憶があります。そういったものを合わせて
500万ぐらいの事業で元年度やられたのかなと。こういった事業って、実績検
証、不足だから今回やるということだと思っただけですけども、前回のこの実績、
どうだったですか。まずそれについてお願いします。この実績で不足したから、
次にこういうものをやるんだよと。町長の目指すSDGsですか、そのために
やるんだよと。その説明についてお願いしたいと思っます。

環境上下水道課長 申し訳ありません。ただいまこちらに資料ございません。

5 番 田 代 では、それについて産業厚生に付託…ごめんなさい。特別委員会に付託にな
りますから、そのときに資料お持ちになってください。

もう一つ、答えられなかったら結構なんですけれども、先ほど政策課長から
お話のあったアンバサダー養成講座、これについて、前回は人材育成講座を開
催して、全7回のうち4回以上出席した方を松田クールチョイスアンバサダー、
これは翻訳しますと、日本語に翻訳すると親善大使という意味でよろしいです

よね。親善大使って、ネットで調べたら出てました。これやって何人の方がこの親善大使になられて、その活動、いいですか。クールチョイスをね、普及するために、この2か年、元年で終わってますよね。それ終わってから、2年度また今年度、どういう推進事業をやられたのか。または認定証だけ出して終わりなのか。それに基づいて、前回足らなかったから今回、今あなた説明あったよね。政策課長から、こういうのをやりますよというさ、その中にこの事業も入っていた。要するに、前回に対して今回どういう視点でやるんだよ。それについて具体的にもう1点質問させていただきます。よろしくをお願いします。

答えられなかったら次の特別委員会でいいから。

環境上下水道課長

はい。

議

長

それでよろしいですか。

5 番 田 代

今答えられるという前提で質問したので。後ね、その後も他にあるけど。エコリノベーションワークショップ、これについて断熱性の大切さを学ぶセミナーをやってますよね。築40年の民家を6畳間でこういうことをやったよと。その結果、これをやってどういうふうに普及して、何戸の家がやりましたよと。それが私はクールビズのこの目的だと思う。そういった件に関して、細かく、委員会付託で行いますので、よろしくをお願いします。

あと、そのまま続けていいですか。クールチョイスについてはこれでおしまいにします。

あともう1点、次がですね、コロナ対策。確かにスピード感を持って、本山町長いろんなことを対応してきました。本山町長として、このコロナ対策、その基準、これについて町長のお考えをお願いします。

町

長

まず、そうですね、基準。基準はですね、生活の安定、あと命を守る、あと暮らしと生活は一緒でしょうかね。とにかく安心して、このコロナ禍であっても安心して生活ができるような環境整備をしていくというのが基本的な考え方でやってきております。以上です。

5 番 田 代

私もそう思います。感染対策として、医療関係、こういったものが私はメインになって展開していくのかなと思ってます。ただ、最近すごく幅が広がって

ますので、どうかと思って確認させていただきました。これについても詳細は委員会で質問いたしますけど、一番大事なことが、これは政策課長で結構かな。予算書の9ページ、歳入で、臨時交付金、補正前が、ちょっと私、勘違いしてたらごめんなさいね。補正前が当初が…あ、ごめんなさい。この交付金、松田町にこの3年度、4月から始まっていますよね。いろんな事業をやってるんだけど、全体で幾ら交付されるのか、交付予定額で。それに対して今回の予算でどのくらい予算づけをしたのか。あと残ってる額が幾らあるか。これ、すごい大切なことなんです。全部でこれだけ松田に交付決定されたよと。それで今現在ここまで予算づけしたものです。予算が、この予算も含めて結構です。既に前にも予算つけてありますよね。その額の合計が幾ら。そうすると残ってる枠がありますよね。それがどのくらい余ってるのかな。

と申しますのが、水道料の関係で、追加議案で頂きました。南足柄と中井町、開成町、ここについて8月から11月分、令和3年ですよね。南と中井。開成町については令和2年の5月から8月。これはもう実績ですよね。やりましたよと。開成は終わってしまったからいいんだけど、同じように中井と…あ、ごめんなさい。この1市2町、こちらの交付した世帯。それが今回予算に載ってるように、松田町みたいに全部の世帯なのか。全世界帯にこれを行ったのか。それとも、例えば生活保護者は県から交付で来るので、生活困窮者、そういった対象の世帯に行ったのか。それで、全部でどのくらいの世帯に幾ら出したか。この辺もちょっとね、多分今、回答できないと思うので、特別委員会でいろいろ議論するときの参考に、判断する参考にしたいので、お願いしたいと。分かることは答えていただきたい。冒頭の1点目は答えられるね。よろしくお願いします。

政策推進課長 では、1つ目の質問なんでございますが、まず令和3年度の当初の臨時交付金限度額でございますが、7,440万5,000円でございます。7,440万5,000円が限度額として国から交付されるものでございます。今回の補正後の予算額を見ますと、6,840万4,000円でございますので、これを差し引くと600、1,000円でございます。これにつきましては、600万1,000円につきましては、新たなコロナ

対策のもの、あるいは追加となるもの、もしくは当初予算の部分も踏まえてですね、財源補正をすることで今後は考えております。

議 長 ちよっと今の答えで、600万1,000円ですね。

政策推進課長 はい。600万1,000円。

5 番 田 代 ここがね、一番本題なんですよ。要は、これだけ厳しい中で、国も恐らく赤字国債でこの財源を確保して市町村に流してると思う。県にも流してる。松田町は、これは政策課長の見解で結構です。松田町はこれから、今まだ5か月ですよ。8月で5か月終わります。9月以降7か月残ってます。この今お話しした7,440万、限度額に対して6,840万来てる。残りはもう1割弱の600万しかない。この後、コロナがこれだけひどくなったでしょう。どんとまたすごいあれが増えたときに、国から来るかどうか。まず1点、国から来るかどうか。国から来なかった場合、残りは600、1,000円しかないです。どういうふうにするのか。その2点について、政策課長の見解をお願いいたします。

政策推進課長 国の方向性については、適宜ですね、ニュース等で確認をしている状況はございますが、国ですね、2020年度の予算のうち、21年度への繰越金、過去最大ですね、30兆円に到達するというような見通しでございます。通常はですね、5兆円から7兆円の繰越しと。コロナに対する繰越しが30兆円に達したということで、この財源をどのように使うかというのはちょっと見えない中でですね、これを当てにしているわけではございませんが、そうしたことを踏まえながら、そういう予算を獲得していく形では考えております。もしですね、そのようなことで補助金がないということになりましたら、町のほうとしてはやっぱり必要な命を守る、そういう事業については積極的に財政の中の調整基金も踏まえて、命を守っていきたいというふうには考えてございます。以上です。

5 番 田 代 再度確認させてください。コロナ関連予算は、繰り越した額が30兆円今あるのか、来年度に向けて30兆円繰り越すか、ちよっとその辺が聞き取れなかったもので、お願いいたします。

政策推進課長 国のほうからの通達でございますが、30兆円を21年度に繰り越すというように今回初めての予算です。その予算についての町への交付というものはまだ見

えてないんですけども、そういうものも含めて、積極的に事業のほうの補助を獲得したいというふうには考えているところではございます。以上です。

5 番 田 代 今のこの30兆円繰り越しは21年度。要するに来年度…今年度か。今年度に繰り越しされた。まだお金はありますよと。取りあえず今現在。ただ、これがまた翌年も出てくるかもしれないね。まだ全然解決しないで、この30兆円の何割かを翌年に繰り越すかどうか。それは分かってないよね。取りあえず繰り越した額は今、30兆円あるよと。ただ、考え方として、担保があれば7,440万、限度額の内示があったと。ほとんど9割、6,840万ここで使うと。あと600万ちょっとしかないんだけど、何かあったときには国からもらえる担保があるのかどうか。30兆円繰り越したという事実は分かりました。私が一番心配するのが、前半のこの5か月まだ終わってない、4か月終わってる。5か月目に入ったばかりですよ。グラフで、世間で…ごめんなさい、ニュースで示されるとおり、コロナってだんだんだんだん感染者が増えてます。そうした場合のときに、残り600万円で国からまだ幾らでも出すよ、そういうお墨付きがあれば、私はここで一気に使ってもいいかと思う。ただ、その担保が取れないときに、町負担になったときに耐えられるのかな。その辺の見解を、これは町長にお願いします。

町 長 田代議員のおっしゃるのは、本当に私もよく分かります。こういうことが起きるだろうということを想定して、御存じだと思いますけれども、昨年から、本当に無駄なお金を削って、使わないように、使わないようにしながらですね、ましてやうちの単費のお金をコロナ関係の予算に当て込みながら、何とか今年の繰越金について、まだ正確な数字は皆さん方に申し上げてませんが、6月の議会の時点でおおよそ予算的に2億ちょっと増えるだろうというようなことで報告してあると思います。ですので、今後はその予算の使い方も含めてですね、しっかりとやっていくしかないと思ってます。あとはですね、先ほど7,000…うちの割り当て的に7,400万ぐらいが全体の雰囲気の中で、あと600万ぐらいしかないというふうな話がありますけどもね、実際やっぱり我々が守っていかなくちゃいけないのは、先の命も当然ありますけども、先の命のためには手

前の命というようなことは当然あります。その命に対しても、人の命もあれば経済もやっぱり命だと思っているんですね。ですから、そういった格好の中で、これまで予算提案をさせていただいて、皆様方に本当に御理解をいただいて、これまで進めさせていただいているということについては、ほんと感謝も申し上げるところでもありますので、この予算もですね、同様な考え方の中で皆さん方に提案させていただいているということで御理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。それでは詳細について、政策推進課長、細かいことは委員会でお伺いいたしますので、それなりの資料、準備を、環境課長もよろしくお願ひします。終わります。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番 大 館 11ページですね、(8)住宅市場を活用した空き家対策モデル事業が計上されていますけれども、今までもこの事業については、町単独で予算計上されて活動されてきたと思いますけれども、なかなか成果が見れないというか、どんな方法で事業展開をされたのか、その辺を1点とですね、それから水道の基本料金の減免についてですけれども、コロナ対策事業として取り入れるということなんですけれども、金額にして1戸当たり2,800円ぐらいかな。二千八百幾らとか資料に出てましたけれども、本当にこれでコロナ対策の生活安定できるのかね。やっぱり町民の皆さんが何を求めているのかというのは、もっとほかにいっぱいあると思うんですよ。本当にコロナ対策、コロナで困っている人がどのくらいいて、生活困窮者がどのくらいいてとか、そういうデータを基に出されたのかどうかね。その辺が非常に疑問に思いますけれども、その辺の考え方について御答弁をお願いします。

政 策 推 進 課 長 御質問ありがとうございます。まず住宅市場を活用した空き家対策でございます。過去からですね、私も平成26年から定住少子化担当室ということで、空き家を活用して、その実態調査を職員で見たりですね、実際その現場に行つてということをやってきました。昨年度も委託料として300万がございましたが、ちょっとその辺の執行もできないという中で、今年度300万を計上し、進めて

いこうというところでいたところ、ここに手を挙げたもので、おおむね10分の10の補助事業としてやっていこうというものでございます。それらを含めてですね、今後やっていかなければいけないということで、いろんな先進事例等も踏まえた、視察も含めてですね、町として取り組んでいきたいと。それによって、いかに定住、移住につなげていくか。これがポイントになるかなというふうに思います。特に寄地域につきましては、そういう希望者が多いと。そこにやっぱり空き家を活用した取組が非常にリンクしてないというところがございますので、そうした部分も含めて地域住民といかに連携をしてこの事業を取り組むかということがポイントになりますので、そのように努力していきたいというふうには考えております。以上です。

町 長 そうですね、今、1つ目の話については、政策のほうから話ありましたけどね、手前でやってたのはいわゆる行政主導で結構やってたんですよ。ですので、意外と地域の方々に一步も二歩も入り込みにくかった点もあったので、今回はまたちょっと手法を変えてですね、地域の自治会長さんとかに協力を頂いたりとか情報を頂いて、やはりきめ細かくですね、どの人から攻めていったらいいのかとか、そういったところからやって、大館議員が言われているような格好で本当はもっと成果を上げたいんですけど、まずは今回受け皿を作って、どこどこが貸してくれるのかとかですね、その中から今度はもう移住するには幾らとかというふうな形の中で呼び込もうかなというふうな形のまずステップに行きたいというふうにシフトチェンジした中での今回の採択だということで御理解いただければと思います。

2つ目の水道料金の減免についてなんですけれどもね、町民ニーズという先ほどありましたように、私も前から、このコロナの起きたときから国の補助金を頂けるといふようなことの中から、いろんな事業を展開をしてきました。当然議員の皆さんからも提案もありましたし、我々の中で聞いた話もありますし、商工会の方々からも御了解いただいたりとかしている中で、常に水道料金については非常に私の中にも、もう去年の3月の時点でこの対策というか政策については頭の中にずっとあったのは間違いありません。ただしですね、効果とかい

ろいろ考えたときに、そこだけお金を渡しても…渡すといいいましようかね、したときに、どれだけこの経済効果も含めながら広がっていくのかなというふうなところに、ちょっと少々疑問があったので、これまでほかの町がやっても当町についてはそれを実施というところまでいかなかったのは、率直な答えです。しかしながらですね、デルタ株とかどんどん増えてきていて、我々は一生懸命ワクチンの接種については順調にこさせてもらっているけども、なかなか外に出ないとか、経済的にやっぱり困窮しているというお話も、自治会長さんなんかの話を聞きながら、熱中症対策も含めながらですね、水の節水とかという気持ちの人たちもいるところの中で、まずは、もうちょっと門戸を広げて、水を使っていただいて、まずは自分の命をしっかりと守ってくださいという一つのメッセージ性を持ちながら、この事業について要望も頂いて、背中を押してもらったのもありましたけれども、最終的には我々が提案をしたというふうなことでありますので、全く…細かな数字はですね、また別のところで説明させていただくかと思えますけれども、そういう意味合いで今回提案させていただいているということで御理解いただければと思います。以上です。

12番 大 館 分かりました。最初の定住化の件についてはですね、もう担当課は設置されているわけですね。もう何年も同じような事業展開をされてですね、目に見えた成果が上がらない。たまたま国からのこういうね、支援を受けられるということであれば、よりやっぱり目に見えた形が出るような、今までと違った形をとっていかなければ成果は上がらないと思いますよ。もう町長が言われるように、もう一足、二足踏み込んだ形で対応していかなければいけないのかなというふうに思いますので、ぜひ実践をしてください。よろしくお願ひします。

それでですね、水道料金の件についてはですね、やっぱり水というのは人間、命を守るために一番大事なものですよね。それで、やっぱり基本的には個々が自分の命を守るためには、自分で守るわけです、命を守るためにね。ですから、行政はそれまで手を出すということは、最低限、人間は自分で自分の命を守るという、そういう基本からちょっと、何でも行政に願ひすればやってくれるのかという話になっちゃうと思います。根本的な基本は、きちっと町民の皆さ

んにも知っていただいて、自分の命は自分で守る。それが第一前提だと思うんですよ。なおかつ、それ以外にですね、これは絶対に行政が手を差し伸べなければいけないものについてはですね、十分精査をしていただいてですね、そこを手厚く援護していただく、そういう方向の方がより町民は喜ぶと思うんですけども、再度その辺の考え方についてお伺いします。

町 長 この件はですね、平時なら私、それでいいと思うんです。もう本当に去年の3月ぐらいから、ずっと、一日たりとも平時だと思ったこと一回もないです。とにかく、どこにどういうふうな方々が困っているのかって、常にやっぱりそういうふうなことを考えながら、私自身はですね、やってきたところもありますので、まだまだ緊急事態宣言が国から出されてるからどうかということとは関係なく、まだまだ普通に…普通にというか、普通の生活でさえなかなかできない方々もいらっしゃいますし、御高齢の方々は、独居の方が少しずつ増えてきているという状況もあります。町なかを歩けばすぐ分かりますよね。ですから、そういった方々の顔が見えるというか、そういうことから考えると、あらゆる手段の中で、誰一人も残さない手助けが、今は行政的には必要じゃないのかなと。ただ、行き過ぎかどうかというのは個々の物差しの違いがあると思うんですけども、そうではない、温かみのあるような、あのとき…いつもね、お話ししますが、行政っていつも叱られるのが多いですけども、こういっただけのときこそ皆さん方にお知恵を頂きながら、一緒に、共にですね、町民の方々に、本当にあのときは助けてもらったとか、あのときよかったよと言ってもらえるようなことがあると、未来の松田町がしっかりとした格好でできるんじゃないかなというふうに期待をしているところがございますので、皆さんと一緒にですね、そういった状況であるということの理解の上で、御決定いただければと思います。以上です。

12番 大 舘 自分自身もそれは理解しています。でも、人間の本来の基本スタンスというのを、やっぱり損ねちゃいけないと思います。その辺で、やっぱり手を差し伸べなきゃいけないところに手厚くという方向で対処していただければと、そういう思いで質問したわけです。よろしくお願いします。

議

長 よろしいですか。ほかにはございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題になっております本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しておりますが、休憩中に構成が決まりましたので、お知らせ申し上げます。議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算(第4号)は、補正予算審査特別委員会を設置し、付託することとなっております。なお、次に委員が決定しましたので、報告申し上げます。委員長には齋藤永君、副委員長には南雲まさ子君が決定しておりますので、よろしく願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきます。よろしく願いいたします。それでは、次に進みます。

議

長 日程第11「議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)第1条、令和3年度松田町上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入の補正)第2条、令和3年度松田町上水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で述べます。収入、第1款、水道事業収益、1億2,996万7,000円、0円、1億2,996万7,000円。第1項、営業収益、1億536万1,000円、マイナス1,165万円、計9,371万1,000円。第2項、営業外収益、2,460万5,000円、1,165万円、計3,625万5,000円。

令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いします。

議

長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。(「簡単でいいよ。説明。」の声あり)

環境上下水道課長

はい。議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)について御説明をさせていただきます。

今回の補正予算の趣旨でございます。新型コロナウイルスの感染者が急激に増え続けており、8月2日には緊急事態宣言が発令され、日常生活に大きな影響をもたらしております。これによりテレワークなどの在宅勤務や外出の自粛で、家で過ごす時間が増え、また感染症に伴う手洗いやうがいによる水道使用料の増加など、生活費の負担が増大することが見込まれます。このような中、7月26日に自治会長連絡協議会長から要望書を収受しました。これらを踏まえ、夏の暑い時期に経済的理由で過度な節水や節電による熱中症などの健康被害を引き起こさないよう、生活支援のために家庭用水道使用者の4か月分につき、水道料金の基本料金分の減免について補正するものでございます。

それでは、細部説明をいたします。2ページをお願いします。令和3年度松田町上水道事業会計補正予算実施計画（第1号）、収入でございます。款1、水道事業収益、項1、目1、給水収益につきまして1,165万円を減額し、目2、雑収益を1,165万円増額しておりますので、総額は変更ございません。

続きまして、4、5ページをお願いいたします。予算実施計画内訳（第1号）の収益的収入及び支出を説明いたします。収入でございます。款1、水道事業収益、節の水道使用料につきましては、令和3年8月から11月までの4か月間、家事用として家庭生活のための使用している方の基本料金1,165万円を減額します。その減額分を節14、その他雑収益に一般会計より新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を原資としまして1,165万円を上水道基本料金減免事業補助金として受け入れ、水道使用料に充てるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

6 番 井 上 もう一度説明を。まだ3時なんですけれども、どういうことですか。

議 長 これから委員会等ありますので、最悪の場合は時間延長をしたいと思いますので、皆さんに事前に連絡して、頭の中に入れておいていただければと思いま

すが。（私語あり）それでは、時間延長もあり得るということで、そのように御承知おきください。

それでは、引き続き質疑をお願いいたします。

6 番 井 上 先ほどの一般会計のところですね、説明がありましたが、公営企業法に基づきということで説明がありました。この上水道事業会計は、そういった公営企業法の中で独立採算というふうな形をとっておられます。ここですね、やはり基本的な話として、料金徴収、基本料金の徴収は上水道事業につきましては上水道事業会計が行うということで、それをここですね、免除をされて、マイナスで家事用1,165万円を減額をしているという、そのですね、法律的な根拠または…例えばやり方として、一般会計の中で完結をするということも当然考えられるわけですよ。それをですね、やはり上水道事業会計の中で独立採算の基本料金を減額するという根拠を教えてくださいと思います。

環境上下水道課長 まず、法律といたしましては、その他特別の理由により必要がある場合には、当該地方公共団体がその財政の状況…ごめんなさい。法ですね、公営企業法の17条の3というところに、他会計からの補助金で対応することができるというものがございます。

あと、一般会計の中でできるかどうかということなんですが、一般会計からもし例えばこの補助金などでそれぞれの人に補助するとなると、去年の定額給付金10万円をお配りしたのと同じような事務が発生することになります。そうなりますと、この今回の補正で上げたこの金額だけでは対応できない。あと事務が非常に増えてしまうということで、今回このような形にしております。

6 番 井 上 公営企業法の第17条3ですね。そこでですね、やはり上水道事業会計としては、何が特別なのかと。企業会計…公営企業法の中では、そこにあるのはですね、災害の復旧その他というふうにあって、災害の復旧であるから、それはもう、この間の大雨とかですね、台風、地震等、それと災害というのは当然理解ができると思います。この場合にですね、考え方としては、17条3の特別な理由というところをですね、どういうふうに考えているかをお願いいたします。

環境上下水道課長 今回ですね、このコロナが急速に対象が増えている。こういう緊急事態とい

うのが特別な理由だと捉えております。

6 番 井 上 だからそれはね、先ほど言ったように一般会計からすれば、感染症対策というところなんですけれども、やはり企業会計としてね、の立場から考えた場合に、感染症対策ということが言えるのかどうかという、その整理がですね、必要だと思うんです。今の説明ですと、ちょっと企業会計側からの判断としては厳しいのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

環境上下水道課長 緊急事態ということで、特別な理由というのと、あとこういう言い方によろしいのか分からないんですけど、今、全国で約3割の団体がやっぱりこのコロナの補助金を使って、このように特別…上水の会計へ出して、こういう減免を行っているということがございますので、そういう意味でもこの17条の3で見ることができるということと理解しております。

6 番 井 上 おおむね了解をしました。ただ、もう少しね、整理をした対応で、他団体でという、緊急事態というのとですね、公営企業法と、公営企業会計というのは、ちょっと相入れないかなというふうに思います。それはまた後ほどですね、補正予算特別委員会もありますので、その中でもですね、引き続きお願いをしたいと思います。以上です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

10番 齋 藤 水道のこちらの件にちょっと関連のことなんですけど、たしか二、三日前にはですね、これだけちょっと暑い日が続いてますので、また水道を使用する頻度が高まっているのか、小田原千代地区か何かで道路が陥没して水道管が破裂したのか、水柱が10メートルぐらい上がった事故があったと。その報告は入ってますか。それで、その事故の原因が、例えば老朽化とか、そういった問題とか、使用頻度が増えることによって多少また多くなったりと、そういう事故に関わる確率が高くなったりする可能性もございますので、その辺、当町のがちょっと少し心配になるところがあるので、その辺はいかがなものでしょうか。

参事兼まちづくり課長 御質問にお答えします。まず、小田原市の事案でございますが、配水管800ミリですね、の配水管の空気弁という、エア弁といいまして、管の中にたまる空気を大気放出する弁がついています。松田町の中でも勾配が変わるような場

所には空気がたまりやすいので、空気弁というものがついています。その空気弁の一部がボルトが欠落して、そこから水があふれたということでございます。小田原市さんの場合は、今回の事案においては、その製品そのものをお持ちになっていまして、やはり規模の大きい水道局でございます。そういったものを対応して、その日の夜中の3時ぐらいにはもう既に復旧しておりました。断水も朝までには解消されていたと認識しております。

そういった中で、じゃあ松田町はこういった使用頻度の多くなった中ではどうなのかという。たまたまそのエア弁につきましては、使用頻度は関係ありませんので、単なる老朽化じゃないかと思っています。じゃあ町の場合はどうなのか。エア弁は当然ありますけど、エア弁の点検等も実施しておりますので、そういったものが発生する前に、あるものについては補修をしていくという形になると思います。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第12「議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正) 第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。

今回のこの補正につきましては、先ほどの上水道事業会計と同様でございます。生活支援のための家庭用水道使用者の4か月分につき、水道料金の基本料金を減免するために補正するものでございます。

6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。款、事業収入、項、給水収入、目、給水収入、節、水道使用料につきましては、水道料金の基本料金4か月分を減免に伴うもので、200万円を減額補正するものでございます。款、繰入金、項、目及び節、一般会計繰入金につきましては、一般会計より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした繰り入れにより200万円を増額補正するもので、水道料金の減免分に充てるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に委員会を開催し、審議をしてください。

(15時20分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (19時45分)

お諮りします。休憩中に補正予算審査特別委員会委員長より補正予算審査特別委員会報告書、産業厚生常任委員会委員長より委員会の閉会中の継続審査申出書の提出がありましたので、この議案を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算(第4号)(補正予算審査特別委員会報告)を追加日程第1、議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)(補正予算審査特別委員会報告)を追加日程第2、議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)(補正予算審査特別委員会報告)を追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書を追加日程第4として追加してください。

事務局は委員会報告書を配付してください。

(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算(第4号)(補正予算審査特別委員会報告)」を議題といたします。

本案については、補正予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 齋藤永君。

補正予算審査

特別委員長 それでは、補正予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

松田町議会議長 飯田一殿。補正予算審査特別委員会委員長 齋藤永。

補正予算審査特別委員会報告書(一般会計)。本委員会は、8月4日に役場4階大会議室において、委員全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和3年第3回議会臨時会において付託された議案第33号令和3年度松田町一般会計補

正予算（第4号）について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼まちづくり課長、政策推進課長、福祉課長、環境上下水道課長及び関係職員出席のもと、新型コロナウイルス感染症総合対策事業や空き家対策モデル事業、クールチョイス「賢い選択」によるCO₂排出削減促進事業等に係る予算について、一括で質疑を行い、詳細に審査しました。

この結果、次の事項について強く申し入れます。

(1) クールチョイス事業については、過去の実績に基づき、町民に効果のある事業を執行されたい。

(2) 事業執行に当たっては、PDCAサイクルを踏まえて事業を執行し、報告されたい。

以上、報告を終わります。

議 長 補正予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。補正予算審査特別委員会は、議長を除く出席議員全員が委員となっておりますので、質疑は省略します。討論に入ります。討論ございませんか。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算（第4号）に対する委員長の報告は可決です。議案第33号令和3年度松田町一般会計補正予算（第4号）は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2「議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）（補正予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、補正予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 齋藤永君。

補正予算審査
特別委員長

補正予算審査特別委員会報告を行います。

松田町議会議長 飯田一殿。補正予算審査特別委員会委員長 齋藤永。

補正予算審査特別委員会報告書（上水道事業会計）。本委員会は、8月4日に役場4階大会議室において、委員全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和3年第3回議会臨時会において付託された議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。新型コロナウイルス感染症総合対策事業に関連する予算について、詳細に審査しました。審査の結果、町民の命を守るために必要な予算であると判断しました。

以上、報告を終わります。

議

長 補正予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。補正予算審査特別委員会は、議長を除く出席議員全員が委員となっておりますので、質疑は省略します。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）に対する委員長の報告は可決です。議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議

長 追加日程第3「議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（補正予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、補正予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長

齋藤永君。

補正予算審査
特別委員長

補正予算審査特別委員会報告を行います。

松田町議会議長 飯田一殿。補正予算審査特別委員会委員長 齋藤永。

補正予算審査特別委員会報告書（寄簡易水道事業特別会計）。本委員会は、8月4日に役場4階大会議室において、委員全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和3年第3回議会臨時会において付託された議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。新型コロナウイルス感染症総合対策事業に関連する予算について、詳細に審査しました。審査の結果、町民の命を守るために必要な予算であると判断しました。

以上、報告を終わります。

議

長

補正予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。補正予算審査特別委員会は、議長を除く出席議員全員が委員となっております。質疑は省略します。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する委員長の報告は可決です。議案第35号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議

長

追加日程第4「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

産業厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続
審査とすることに決定いたしました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉
会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。 (20時00分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するた
めに署名いたします。

令和 3年 9月13日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 12番 大館 秀孝

署名議員 2番 古谷 星工人